



知らないうちに被害者や加害者に!!

インターネットの普及により、「誰でも」「無料で」「手軽に」画像や動画を投稿できるようになりました。近年では、フェイスブックやTwitterといった人と人とのつながりを促進・サポートするWebサイト(SNS)で、画像や動画を投稿することができます。それに伴い、利用上の問題が増えており、知らないうちに被害者になるだけでなく、加害者となってしまう可能性もあり、注意が必要です。



- 肖像権や個人情報の取り扱いの注意が必要です
肖像権には大きく分けて3つあります。

- ①勝手に撮影されない権利
- ②勝手に公開されない権利
- ③有名人などが、自分の画像を勝手に商業利用されない権利

被害者や加害者になる事例の多くは、本人に無許可で個人情報インターネット上に公開されてしまう（公開してしまう）ケースです。仲間うちで、SNSなどで写真や動画をやりとりしているうちに、個人情報を公開されてしまうケースも見受けられます。



※個人情報とは、顔写真、動画、住所、氏名、学校名等により特定の個人を識別できる情報のことです。

具体的な例で考えてみましょう

A子さんは子どもの音楽会に参加しました。子どもの歌う様子をスマホのビデオ機能で撮影しました。家に帰ったA子さんは、遠くの親戚に見せてあげたくて、インターネットに動画を投稿しました…。 どんな問題が考えられるでしょうか？

- ① 個人情報が特定されてしまう可能性があります。

投稿サイトやSNSはコミュニケーションを促進するために、投稿した情報を閲覧した人たちがコメントを書き込み、共有できるようになっています。そのため、いくら匿名で投稿したとしても、第三者に他の子どもの情報を教える機会を与えかねません。例えば、「写真の中央に映っている子は〇〇〇学校近くのコンビニの△件隣りの家に住んでいて、お兄ちゃんの□□くんは××高校に通っている」といったように、自分が他の子の個人情報を掲載しなくても、他人によって次々に情報を加えてしまう可能性があります。



- ② 他の保護者とトラブルになる可能性があります。

自分の子どもの様子だけを公開したつもりでも、他の子どもが映り込んでしまうことがあります。これは、本人（とその保護者）に許可を得ずに勝手に公開したことになってしまいます。誰しもが、「勝手に画像や動画を公開されない権利」を持っています。それを「肖像権」といいます。

自分のお子さん以外の画像や動画のインターネット上への投稿はくれぐれもご注意ください。